

生駒市訓令甲第3号

生駒市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市職員服務規程の一部を改正する訓令

生駒市職員服務規程（昭和44年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「前3条」を「前2条」に、「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改め、同条を第5条とし、第6条の2を第6条とする。

第7条第5号中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、「及び休息時間」を削り、「休憩時間及び休息時間中」を「休憩時間中」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。